



今福北自治会集会所・老人憩いの家



新宿町5丁目自治会集会所・老人憩いの家

新たな 「集会所・ 老人憩いの家」 ができました！

この春に二つの地域で、新たな集会所・老人憩いの家ができました。

四月四日には、「新宿町五丁目自治会集会所・老人憩いの家」の落成式が行われました。「この集会所には、和室がありません。すべての部屋をいすが使える洋室にすることで、足腰の弱い方でも楽に過ごせるように考えました」と、同自治会長の馬場三夫さん（七十二歳）。

六日には、「今福北自治会集会所・老人憩いの家」の落成式が行われました。「地域の皆さんに気軽に訪れてもらい、交流ができるようにしたいと考えています。わが家のように使ってもらいたいです」と、同自治会長の中山和章さん（六十六歳・今福）。

問い合わせ：市民活動支援課

TEL 224-5705

所得限度額表（平成20年度）

扶養人数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額（参考）	所得額	収入額（参考）
0人	4,680,000円	6,525,000円	5,400,000円	7,333,000円
1人	5,060,000円	6,956,000円	5,780,000円	7,756,000円
2人	5,440,000円	7,378,000円	6,160,000円	8,178,000円
3人	5,820,000円	7,800,000円	6,540,000円	8,600,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算			

*対象は平成19年分所得です（源泉徴収の方は、給与所得控除後の金額が該当します）。収入額は、あくまで目安です。

*扶養人数は、平成19年分所得申告の際の人数です。所得には一定の控除（医療費控除・障害者控除など）があります。詳しくは、子育て支援課にお尋ねください。

*この限度額表の所得額には、政令控除分8万円が加算してあります。

*限度額表など、児童手当について、詳しくはお尋ねください。

児童手当の届け出を 忘れずに

児童手当の所得制限の対象となる所得が、五月一日以降の新規申請から平成十九年分の所得に切り替わりました。

現在、所得制限により手当を受けていない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規申請をしてください。

また、すでに手当を受けている方は、六月中に現況届を提出してください（現況届については、六月上旬に発送する予定です）。

支給対象

小学校修了前の児童を養育している、所得が一定額未満（左表）の方。

手当額

一人目・二人目の児童は、月額五千元（三歳未満は月額

一万元）。三人目以降の児童は、月額一万元。

申請方法

子育て支援課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配付している認定請求書に必要事項を記入し、同課・出張所・連絡所に提出してください。申請した翌月分から支給対象となります。なお、出生・転入による場合は、出生・転入の翌日から十五日以内に申請してください。

特例給付

児童手当の所得限度額を超えていても、会社員など（厚生年金・私学共済などに加入している方）については、所得が一定額未満（上表）の方に限って、「特例給付」が受けられます。

特例給付を受けている方が、会社などを退職したときは支給資格がなくなりますので、消滅届を提出してください。この届け出が遅れると、退職後に受給した手当を返還しなければなりませんので、ご注意ください。

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821

経営事項審査制度の改正について

四月一日に、経営事項審査制度における評価基準や審査基準が変わりました。

「平成二十一・二十二年度の建設工事請負等入札参加資格審査」申請時には、新基準による総合評定値通知書が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、左記の県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BH00/keisn/keijiko.html>

問い合わせ…契約課

TEL 224-5632

特別慰労品を贈呈します

平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者・戦後強制抑留者・引き揚げ者の方に「特別慰労品」を贈呈しています。詳しくはお尋ねください。

受け付け期間…来年3月31日(火)まで

必要書類…住民票

対象

①旧軍人等で恩給などを受け

ていない、いわゆる恩給欠格者

②戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域において、強制抑留された方

③終戦まで引き続き一年以上外地で生活していた方で、戦後引き揚げた本人

申し込み…生活福祉課（本庁舎一階）にある請求書に必要事項を記入し、住民票を添付して、〒162-8672 新宿区若松町一九、

一・平和祈念事業特別基金に郵送

問い合わせ
生活福祉課

TEL 224-5784

平和祈念事業特別基金

TEL 0120-234933

事業主に定期健康診断受診料の一部を補助します

市では、従業員の定期健康

診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助しています。

この定期健康診断は、労働安全衛生規則に定められ、すべての事業主に実施が義務付けられています。

対象となる事業主（次のすべてに該当）

- ①市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下
- ②今後も継続的に定期健康診断を実施する

③納期到来の市税を完納している

補助額…従業員一人当たり受診料の三十パーセント（最高三千円）

*補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

問い合わせ…商工振興課
TEL 224-5934

エコオフィスに仲間が増えました

ごみの減量化・資源化など、環境に配慮した活動を積極的に進めている事業者を市が認定する「エコストア・エコオフィス制度」。四月から、エコオフィスに一事業者が加わりました。

エコストア・エコオフィス認定申請は、随時受け付けています。認定を希望する事業者は、資源循環推進課（本庁舎五階）にお尋ねください。

エコオフィス
ガス業

川合住宅設備株式会社（岸町二丁目）

問い合わせ…資源循環推進課
TEL 224-5908

6月1日(日)は、ごみゼロ運動です



昨年のごみゼロ運動の様子

ごみゼロ運動は、道路や公園など公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりするための運動です。

なお、ごみゼロ運動は家庭のごみや粗大ごみを回収する日ではありません。

このようなごみが出されると収集時間が遅れるなど、作業の妨げになります。また、当日は収集車両が作業を行いますので、通行の際にご迷惑をかけることがあります。

市民の皆さんの、ご理解とご協力をお願いします。

ごみゼロ運動以外にも……

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に対し「環境美化活動支援制度」として、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行い、支援しています。

また、県においても、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「水辺の里親制度」があります。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ

ごみゼロ運動・環境美化活動支援制度＝資源循環推進課
TEL 224-5908

彩の国ロードサポート・水辺の里親制度＝川越県土整備事務所
TEL 243-2020